愛知県

○議長選挙
　中野治美議長は、五月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　松川　浩明
○副議長選挙
　峰野修副議長は、五月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　鈴木　喜博
○監査委員選任
　神野博史委員及び鈴木喜博委員は、五月二十四日辞職し、同月二十五日次の者が選任された。
　監査委員　峰野　修
　同　須崎　幹

三重県

○労働委員会委員任命
　藤本真理委員及び伊藤良夫委員は、四月三十日任期満了し、五月一日次の者が任命された。
　労働委員会委員　吉田すみ江
　同　別所　浩己
○労働委員会委員再任
　三浦敏秀委員、向山富雄委員、前嶌卓弥委員、板垣謙太郎委員、金森美智子委員、吉川秀治委員、峯孝二委員、浅野啓介委員、藤井明彦委員、野呂利幸委員、村田典子委員、高林学委員及び横山修一委員は、五月一日再任された。
○監査委員選任
　村林聡委員及び小島智子委員は、五月十七日辞職し、同月十八日次の者が選任された。
　監査委員　濱井　初男
　同　石田　成生

大阪府

辞職　新　旧
定年退職　（福祉部長）　酒井　隆行
同　（総務部長）　岩田　教之
任期満了　（府民文化部長）　岡本　圭司
定年退職　（監査委員事務局長）　山下　二郎
　（収用委員会事務局長）　神田　経治
　（以上三月三十一日）
総務部長　（財務部長）　中野　時浩
財務部長　職員　阿形　公基
福祉部長　（人事委員会事務局長）　岸本　康孝
　（府民文化部長）　岡本　圭司
　監査委員事務局長　職員　金田　透
　人事委員会事務局長　同　村上慶太郎
　収用委員会事務局長　同　桑野　正孝
　（以上四月一日）
○公安委員会委員再任
　梅宮典子委員は、四月一日再任された。
○教育委員会教育長任命
　向井正博教育長は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
　教育委員会教育長　酒井　隆行

香川県

○議長選挙
　五所野尾恭一議長は、五月二日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　花崎　光弘
○副議長選挙
　竹本敏信副議長は、五月二日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　三野　康祐
○監査委員選任
　高城宗幸委員は、五月一日辞職し、同月二日次の者が選任された。
　監査委員　森　裕行

福岡県

○議長選挙
　樋口明議長は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　井上　順吾
○副議長選挙
　守谷正人副議長は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　畑中　茂広

札幌市

○教育委員会委員任命
　長田正寛委員は、三月三十一日辞職し、欠員であったところ、五月十八日次の者が任命された。
　教育委員会委員　道尻　豊
○教育委員会教育長任命
　長岡豊彦教育長は、五月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が任命された。
　教育委員会教育長　長谷川雅英

横浜市

○監査委員選任
　梶村充委員及び和田卓生委員は、五月十六日辞職し、同月十七日次の者が選任された。
　監査委員　田野井一雄
　同　加藤　広人

川崎市

辞職　新　旧
港湾局長　（港湾局長）　酒井　浩二
　（四月三十日）
　髙橋　哲也
　（五月一日）
　職員

名古屋市

○議長選挙
　渡辺義郎議長は、五月十八日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　坂野　公壽
○副議長選挙
　橋本ひろき副議長は、五月十八日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　木下　優
○監査委員選任
　藤沢ただまさ委員及び岡本やすひろ委員は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選任された。
　監査委員　福田　誠治
　同　丹羽ひろし

京都市

○副議長選挙
　久保勝信副議長は、五月二十一日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　湯浅　光彦
○監査委員選任
　津田大三委員及び中野洋一委員は、五月二十日辞職し、同月二十一日次の者が選任された。
　監査委員　繁　隆夫
　同　天方　浩之

堺市

○議長選挙
　野里文盛議長は、五月二十三日辞職し、同月二十五日次の者が選挙された。
　議長　山口　典子
○副議長選挙
　田渕和夫副議長は、五月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　芝田　一

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月一日午後五時五十三分御出門、ベトナム日本外交関係樹立四十五周年記念レセプションに御臨席のため、明治記念館（港区）へ行幸啓、同七時還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、六月二日午前十時八分御出門、ベトナム国主席閣下及び同令夫人を御訪問のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行幸啓、同十時五十九分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、六月二日午後六時四十四分御出門、クリーヴランド管弦楽団日本公演を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同八時二十六分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、エジプト国大統領アブドゥルファッターハ・エルシーシ閣下の大統領再任につき、六月二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成三十年六月六日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成30年5月16日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
石川県知事(1)第00314号	小村商事
高知県知事(1)第01520号	キャッシングとらすと